



新型コロナウイルス感染症関連情報

4/3時点情報

新型コロナウイルス
医療相談窓口

0798・26・2240 FAX:0798・33・1174
受付時間:9:00~19:00(土・日曜、祝・休日は17:00まで)

主な質問と回答



「新型コロナ」5類へ移行(5/8~)に関する情報は本紙4/25号に掲載します



新型コロナワクチン接種情報



5月8日以降の新型コロナワクチン接種のスケジュール等をお知らせします。
※現在実施中のオミクロン株対応ワクチン接種は5月7日まで

接種スケジュール

12歳以上で初回接種(1・2回目)を完了した人

接種時期	5月8日~8月	9月~12月
対象		
65歳以上の人、基礎疾患を有する人、医療従事者等	接種(1回)	接種(1回)
上記以外の人	—	接種(1回)
使用ワクチン(費用は無料)	オミクロン株対応ワクチン	未定

- ▷ 小児(5歳~11歳)…オミクロン株対応ワクチン接種を実施中
※8月までに原則1回接種可能
- ▷ 乳幼児(6カ月~4歳)…ワクチン接種を実施中

詳細は市HPでご確認ください

新型コロナワクチン接種
コールセンター 0120・622・999
受付時間:9:00~17:30(土・日曜、祝・休日受付)

ワクチン接種は強制ではありません。体質や持病等で接種しない(できない)人もいます。接種の強制や差別、不利益な取り扱いを行うことのないようご理解とご協力をお願いします

接種券の発送

4月24日に発送

- ▷ オミクロン株対応ワクチン等を接種後、手元に接種券が無い人
→ 4月24日に接種券を発送
- ▷ オミクロン株対応ワクチン等を未接種で、手元に接種券がある人
→ 持っている接種券で接種可能
※接種券を無くしている場合は、再発行申請(WEB・郵送・コールセンター等)を

⚠ 接種券が届いた人で、5月8日~8月対象外の人、接種対象期間(9月~12月)になるまで、接種券を保管しておいてください

接種場所

個別医療機関で実施

事前に市HPやコールセンターで、ワクチン接種を実施している医療機関や予約方法を確認し、予約してください



市HP

予約

市内医療機関 → 4月下旬以降順次

※市の予約システムを利用した予約は、4月26日から受付予定

「国保」「後期高齢」加入者 傷病手当金の適用期間を5月7日まで延長

※市外局番は<<0798>>

新型コロナウイルス感染症の症状で働けない人(給与等の支払いを受けている人に限る)への傷病手当金の支給適用期間を5月7日まで延長します。支給額など詳しくは、市のホームページをご覧ください。

対象	国民健康保険加入者	後期高齢者医療制度加入者
担当課	国民健康保険課(35・3120)	高齢者医療保険課(35・3154)
HP	12922895	92344027

子宮頸がん予防ワクチン

9価ワクチン(シルガード9)が定期接種に追加

4月から子宮頸(けい)がん予防ワクチンの「9価ワクチン(シルガード9)」が定期接種として新たに追加されました。9価ワクチンは、すでに定期接種化されている2・4価ワクチンと比べ、より高い予防効果が期待されています。

子宮頸がん予防ワクチンを接種することで、子宮頸がんの前がん病変を予防する効果が示されています。また、接種が進んでいる一部の国では、子宮頸がんそのものを予防する効果があることも分かっています。

定期予防接種対象者

小学6年生~高校1年生相当年齢(※1)の女性
(※1)平成19年(2007年)4月2日~24年(2012年)4月1日生まれ

キャッチアップ接種ができます

定期予防接種の積極的な接種勧奨を控えていたことで接種機会を逃し、3回の接種が完了していない対象者(※2)は、令和7年(2025年)3月までキャッチアップ接種(公費での接種)を受けることができます。

(※2)平成9年(1997年)4月2日~19年(2007年)4月1日生まれの女性で、3回接種が完了していない人

接種方法等詳しくは、市のホームページでご確認ください →



接種を希望する人は、ワクチンの有効性やリスク等を確認し、市内委託医療機関で接種予約を

※市外で接種する場合は、事前の手続きが必要です。問合せは保健予防課へ

問 保健予防課 (0798・35・3308) (HP) 78761714

小児児童等を介護する家族等の負担を軽減 小児慢性特定疾病児童等療養生活支援事業が開始

市は、「小児慢性特定疾病児童等療養生活支援事業」を開始します。同事業は、小児慢性特定疾病児童等が介護を受けることが一時的に困難、または家族だけではお世話が足りない場合に、一時的に介護者に代わって、もしくは介護者と一緒に日常生活上の世話等を行うことで、小児慢性特定疾病児童等を介護する家族等の負担軽減を図ります。

対象者

下記の全てに該当する人で、他制度の同様の支援を受けることができない人

- ▷ 小児慢性特定疾病医療受給者証を所持している
- ▷ 家族の休養や兄弟の行事等の理由でお世話が困難、家族だけでは病院等への付き添いや入院中の付き添いが困難な場合
※入浴等人員を要する行為等を除く

利用時間数

対象の児童1人につき、年間6時間以内(30分単位)

- ※有効期間は申請日から年度末
- ※利用者の自己負担はありませんが、訪問看護費のほかに発生する交通費等や当日のキャンセル料等は、利用者と事業者との定めによります
- ※訪問看護を利用の場合は、医療保険適用分との併用が可能
- ※申請額が予算に達した時点で受付を終了。申請前に市のホームページで確認するか、電話で問合せを

問 保健予防課 (0798・26・3669) (HP) 83627890

若年者の末期がん患者対象

在宅サービス利用料を一部助成

市は、若年者のがん患者が、住み慣れた生活の場で安心して自分らしい生活が送れるよう、「若年者の在宅ターミナルケア支援事業」を行っています。在宅サービス利用料の一部を助成し、患者と家族の負担を軽減します。詳しくは市のホームページでご確認ください。

対象者 次の全てに該当する人 ▶ 20歳以上39歳以下の市民 ▶ 末期がん患者(治癒を目的とした治療を行わない人で、在宅生活への支援・介護が必要な人) ▶ 他の制度で同様の支援を受けることができない人

助成対象 事前に利用申請し、利用決定を受けた日以降に利用したサービス

問 保健予防課 (0798・26・3669) (HP) 49063473